

申請に対する処分の審査基準

処 分 名	病院の開設許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第7条第1項	
関係条項	医療法第7条の2、第20条、第21条／同法施行規則第16条、第19条、第20条、第21条	
審 査 基 準	審 査 基 準	<p>1 開設者は、原則として医師若しくは歯科医師又は医療法人その他営利を目的としない法人であること。</p> <p>2 病院を開設しようとする場合、兵庫県保健医療計画で定める神戸圏域の既存病床数が、原則として、同計画で定める基準病床数を超過していないこと。</p> <p>3 名称は、地名を冠する等、当該病院の内容に照らし合わせて相当でないと認められる名称でないこと。</p> <p>4 医師又は歯科医師が開設しようとする場合にあっては、当該医師又は歯科医師は他の病院、診療所又は介護老人保健施設を管理しない者であり、かつ、当該医師又は歯科医師が当該病院を管理するものであること。</p> <p>5 医師又は歯科医師以外の者が開設しようとする場合にあっては、他の病院、診療所又は介護老人保健施設を管理しない医師又は歯科医師が管理者として置かれること。</p> <p>6 医療法施行規則（以下「規則」という。）第19条及び第20条に規定する人員並びに施設及び記録を有すること。</p> <p>(注) 規則第19条第2項第2号に規定する看護師及び准看護師、並びに同項第3号に規定する看護補助者の人員基準を満たしていない病院については、平成24年6月30日までに兵庫県にこの旨を届け出た場合には、平成30年3月31日まで、同項第2号及び同3号中「4」を「6」とする経過措置を受けられる。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>
		<p>設定・最終変更年月日 平成27年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更</p>
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係 (電話 322-6797)	
備考	<p>病院を開設しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、病院の開設の許可の申請に対する許可をしようとするときは、あらかじめ、第30条の4第1項に規定する医療計画の達成の推進に資するよう、兵庫県知事に協議し、同意を求めなければならないが、その同意を得るための日数が必要である。</p>	

- 7 構造設備は、清潔を保持できるものであり、衛生上、防火上及び保安上安全と認められること。
- 8 法第 21 条、規則第 16 条、第 21 条に規定する施設を有すること。
- 9 病室は、建築基準法第 28 条に規定する採光面積、開放面積を有すること。
(病室の床面積については、手洗設備、床置き空調機、ロッカー、タンス等が占める面積を差し引いた面積が、医療法施行規則第 16 条第 1 項第 3 号に規定する面積を有すること。)
- 10 診察室は、原則として、それぞれ独立した部屋とし、廊下や調剤所と完全に区画されていること。
- 11 調剤所は、原則として他の施設と完全に区画されており、調剤所内を他の施設への通路として利用することがない構造となっていること。
- 12 手術室は、清潔ゾーンと不潔ゾーンを明確にし、滅菌・消毒済みの人及び器材の動線が、滅菌・消毒が済んでいない人及び器材の動線とクロスしないような構造であること。
- 13 病棟（運営上適当な一の看護単位をいう）ごとに看護師詰所（ナースステーション）を設置すること。
- 14 病棟毎に便所を設けること。
- 15 一室の収容定員は、看護管理、院内感染防止、プライバシー保護などの面から、適当な数であること。
- 16 調理室には、食品貯蔵用の冷蔵庫、手洗設備を設けること。
- 17 給食関係職員専用の便所を設けること。

申請に対する処分の審査基準

処 分 名	病院の開設許可事項の変更の許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第7条第2項	
関係条項	医療法第7条の2、第20条、第21条 同法施行規則第16条、第19条、第20条、第21条	
審 査 基 準	審 査 基 準	<p>1 「病院の開設許可」の「審査基準」の3～17に掲げるとおりとする。</p> <p>2 病床数を増加しようとする場合にあっては、神戸圏域の既存病床数が、原則として、兵庫県保健医療計画に定める基準病床数を超えていないこと。</p>
		<p>設定・最終変更年月日 平成27年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更</p>
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係 (電話 322-6797)	
備 考	<p>病院の病床数、病床の種別を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>この場合において、市長は、病院の病床数、病床の種別の変更の許可の申請に対する許可をしようとするときは、あらかじめ、第30条の4第1項に規定する医療計画の達成の推進に資するよう、兵庫県知事に協議し、同意を求めなければならないが、その同意を得るための日数が必要である。</p>	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	病院の開設者による管理の免除の許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第12条第1項	
関係条項	医療法施行規則第8条	
審 査 基 準	審 査 基 準	次のいずれかに該当すること。 1 病気療養のため管理することができないと認められるとき 2 海外旅行をするとき 3 上記のほか、公職に就任する等やむを得ない理由があると認められるとき
		設定・最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25(目)・月(申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、 <u>土曜日、日曜日その他の本市の休日</u> を含みません。)
	[内訳と機関名]	
	経由機関 7(目)・月(各保健センター) 協議機関 日・月 処分機関18(目)・月(健康局保健所医務薬務課)	
	設定・最終変更年月日	平成27年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係 (電話 322-6797)	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	病院、診療所又は助産所の管理者兼任許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第12条第2項	
関係条項	医療法施行規則第9条	
審 査 基 準	審 査 基 準	<p>1 新たに管理しようとする診療所又は助産所は、原則として次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 山間へき地又は無医地区にある入院又は入所施設を有しない診療所又は助産所</p> <p>② 職域診療所</p> <p>③ 社会福祉施設内診療所</p> <p>④ 人口急増地域等で医師不足のため、地域住民の医療に支障を生じている地域にある入院又は入所施設を有しない診療所又は助産所</p> <p>⑤ 休日夜間診療所等地域における特殊な医療需要のために開設された公的診療所</p> <p>2 現に開設する診療所又は助産所と新たに管理しようとする診療所又は助産所との連絡時間が概ね30分程度であること。</p> <p>3 現に管理する診療所又は助産所と新たに管理しようとする診療所又は助産所の診療日又は診療時間が重複しないものであること。</p> <p>4 原則として、病院、有床診療所若しくは入所施設を有する助産所を管理しない者であること。</p>
		<p>設定・最終変更年月日 平成27年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更</p>
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25(日)・月(申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、 <u>土曜日</u> 、 <u>日曜日</u> その他の本市の休日を含みません。)
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7(日)・月(各保健センター)</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関18(日)・月(健康局保健所医務薬務課)</p>
	設定・最終変更年月日	平成27年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係 (電話 322-6797)	
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	病院の医師の宿直免除	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法施行規則	(法令番号：昭和23年厚労省令50)
条 項	第9条の15の2	
関係条項	医療法第16条	
審 査 基 準	<p>医療法第16条に基づき、速やかに診療が行える体制が確保されているものとして、次の①～④のすべてを満たすこと。(「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について(施行通知)」(平成30年3月22日付医政発0322第13号厚生労働省医政局長通知))</p> <p>① 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。</p> <p>② 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。</p> <p>③ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。 特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。</p> <p>④ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。 当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。</p>	
	設定・最終変更年月日	平成30年12月17日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25(目)・月(申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、 <u>土曜日、日曜日その他の本市の休日</u> を含みません。)
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7(目)・月(各保健センター)</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関18(目)・月(健康局保健所医務薬務課)</p>
設定・最終変更年月日	平成30年12月17日設定 令和2年4月1日最終変更	
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係 (電話 322-6797)	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	病院の専属薬剤師の免除の許可		
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：平成23年法律第205号)	
条 項	第18条		
関係条項	医療法施行規則第7条		
審 査 基 準	審 査 基 準	<p>1 当該病院の診療科目が、耳鼻咽喉科、眼科、外科、産婦人科、歯科等調剤の内容が極めて単純なものが多いものであること。</p> <p>2 調剤数が1日平均40調剤以下であること。</p>	
		設定・最終変更年月日	平成27年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25(日)・月(申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、 <u>土曜日、日曜日その他の本市の休日</u> を含みません。)	
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7(日)・月(各保健センター)</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関18(日)・月(健康局保健所医務薬務課)</p>	
	設定・最終変更年月日	平成27年4月1日設定	令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係 (電話 322-6797)		
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	病院の使用許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第27条	
関係条項	医療法第20条 医療法施行規則第16条、第19条、第22条の2	
審 査 基 準	審 査 基 準	<p>1 法第7条第1項又は第2項に規定する開設許可又は開設許可事項変更許可のとおり工事が完成していること。</p> <p>2 建築基準法、消防法、その他の法令により、工事完了検査等を受けなければならないものについては、それらの検査を受け、検査済証の交付を受けていること。</p> <p>3 その他、衛生上、防火上及び保安上の問題が認められないこと。</p> <p>4 病院の開設又は増床を伴う開設許可事項を変更する場合にあっては、医療法施行規則第19条又は第22条の2に規定する員数の従業者が置かれていること。</p> <p>(注) 規則第19条第2項第2号に規定する看護師及び准看護師、並びに同項第3号に規定する看護補助者の人員基準を満たしていない病院については、平成24年6月30日までに兵庫県にこの旨を届け出た場合には、平成30年3月31日まで、同項第2号及び同3号中「4」を「6」とする経過措置を受けられる。</p>
		<p>設定・最終変更年月日 平成27年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更</p>
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25(㊦)・月(申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、 <u>土曜日、日曜日その他の本市の休日</u> を含みません。)
	[内訳と機関名]	<p>經由機関 7(㊦)・月(各保健センター)</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関18(㊦)・月(健康局保健所医務薬務課)</p>
	設定・最終変更年月日	平成27年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係 (電話 322-6797)	
備 考		